

新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への応援体制の構築について

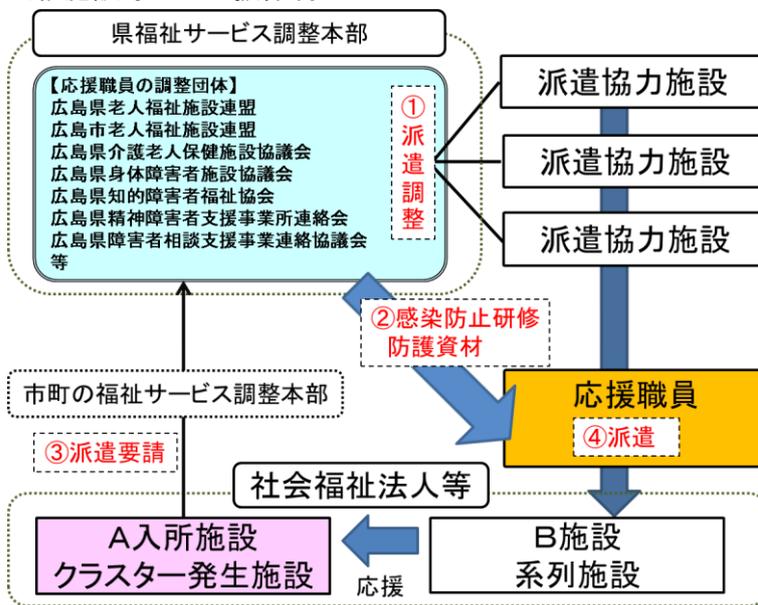
令和2年7月17日
こども家庭課
地域福祉課
障害者支援課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が入所型社会福祉施設等で発生し、サービス提供が困難となった場合においても利用者への影響を最小限に抑えるため、県及び市町がそれぞれ関係団体等と連携して「新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部」を設置し、重層的に応援職員の派遣調整を行う体制を構築する。

市町の調整本部は第一義的な派遣調整等を行い、県の調整本部は広域的な派遣調整、研修の実施、感染防護資材の提供、財政的な支援等を行う。

2 社会福祉施設等への応援体制



3 広島県新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部の役割

- (1) クラスターが発生した場合の感染拡大防止に関すること。
- (2) クラスターの発生により、休業や事業縮小等した場合の代替サービスの確保に関すること。
- (3) クラスターが発生した社会福祉施設等の利用者に対する医療の提供に関すること。
- (4) 市町の事案発生時の体制整備に対する支援に関すること。

4 応援職員の業務内容

PCR検査の結果が陽性の者以外の利用者への介護・生活支援等を行う。

5 応援職員に対する感染防止対策

- (1) クラスター発生施設には、系列の事業所が応援することとし、手薄となった事業所に対して他施設から応援職員を派遣することを基本とする。
- (2) 系列の事業所がない場合等で、クラスター発生施設に直接応援職員を派遣する場合には、施設内をゾーニングした後、クリーンエリアで業務を行うこととし、陽性者へのケアは行わない。
- (3) 応援職員に対し、事前に感染症に関する研修を県が行う。
- (4) 業務を行うために必要な感染防護資材を県が支給する。

6 応援職員の派遣に要する費用に対する支援

応援職員に対する特殊勤務手当（危険手当）、旅費、宿泊費等の派遣に要する費用については、その全部又は一部を県が支援する。